



学修環境の充実のために



快適な学修環境のための心得や大学のサポート

1 学修の不安や悩みは相談しよう

大学に入学したばかりの皆さんは、期待で胸が膨らむ一方、大学の授業内容についていけるか、人間関係はうまくいかなど、様々な不安も抱えていると思います。

日本大学では、様々な窓口を開設し、学生をサポートしています。迷ったり悩んだりした時は、それらを活用して、よりよい学修環境をつくっていきましょう。

相談窓口やサポート制度

学部ごとに設置されています。利用方法・時間は各学部ホームページで確認してください。

教務課	履修に関する相談や修学に関する各種手続きを行う場所です。学生証のこと、入学・休学・復学・退学・除籍に関すること、授業や成績に関すること、資格課程に関することなどの各種手続きや証明書発行などを扱っています。
学生課	学生の大学生活に関わるサポートを行う場所です。学生団体の行事や施設に関わること、奨学金に関わること、学生寮や通学定期・学生割引に関わること、遺失物・アルバイトに関わることなどの手続きも扱っています。
就職指導課	就職活動に役立つ情報の提供、就職関連のセミナーやプログラムを開催しています。また、就職に関する相談、将来に関する不安や悩みに専門の相談員（キャリアカウンセラー）が応える個別相談コーナーも設けています。
学生支援室	学生の皆さんが悩んだり、困ったり、話を聴いてほしいときに、安心して相談できる場所です。専門スタッフがカウンセリングも行います。
オフィスアワー	学生の皆さんが教員に聞いてみたいことや、相談したいことがあった場合、教員の研究室を訪ね、教員と話ができる時間です。シラバスなどに記載されている各教員のオフィスアワー時間を確認し、授業や事前学修の疑問点解消のため、積極的に活用するとよいでしょう。

※三軒茶屋キャンパスでは、「教学サポート課」が教務課・学生課・就職指導課の機能を担っています。

2 大人として、行動に責任を持とう

❖ 学修マナーを守ろう

大学は、様々な人が様々な学びの目的を持って集まる、いわば一つの社会ともいえます。高校と違い、教員による生活指導がないのは、皆さんがルールやマナーを知る大人と認める前提があるためです。自らの責任のある行動を心掛けてください。

授業での私語、遅刻は厳禁です。授業の進行の妨げになるばかりか、静かに授業に取り組んでいる他の学生の学修権の侵害にもなるからです。

また授業内のスマートフォンなどの使用や教室での充電はマナー違反なので、絶対にやめてください。キャンパス内の決められた場所での飲食・喫煙なども当然のルールです。

大学人全員が楽しく過ごせるキャンパスは、学生の皆さんが創り出すものなのです。

❖ 社会的問題を起こさないために

キャンパスの外でも、社会的なルールや大学の規則などを守ることは大切。特に未成年の飲酒や薬物などへの誘惑には絶対に乗ってはいけません。

SNSの利用にも注意が必要です。SNSへの不用意な投稿が見知らぬ人々を不愉快にしたり、傷つけたり、内容によっては人権侵害になることも起こり得ます。

また、反社会的勢力*と関わりを持たないようにしてください。法律に触れる事態になりかねません。

こうしたことは同時に、自分自身を守ることであります。細心の注意を払いましょう。



反社会的勢力

暴力や威力、または詐欺的手法を駆使した不当な行為により、経済的利益を追求する集団または個人の総称。

3 人権侵害の被害や悩みは かかえ込まないで！

❖ 人権侵害のない学修環境維持のために

日本大学では、「人権侵害防止ガイドライン」などを定め、基本的人権を侵害するような差別的な扱いによって、個人の尊厳を不当に傷つける行為を禁じています。人権は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。人権について正しく理解し、一人ひとりの人権を尊重する意識を持ち行動をしていきましょう。

主な人権侵害には、次のようなものがあります。

- 性（ジェンダー）・国籍・人種・民族・出身地・宗教・思想・信条・性的指向・身体・健康などに関する差別
- セクシュアル・ハラスメント*（セクハラ）
- アカデミック・ハラスメント*（アカハラ）
- アルコール・ハラスメント*（アルハラ）
- SNS を利用した誹謗・中傷
- ストーカー行為、デートDV* など

❖ 人権侵害を「しない」「させない」ために

- 偏見や差別、誤った知識を排し、互いの人権・人格を尊重することが重要です。
- 相手が拒否し、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返さないようにします。拒否されないことを同意や合意と勘違いしてはいけません。
- 問題提起する人をトラブルメーカーとみなしたり、人権侵害を当事者間の問題として無視したりせず、声をかけて相談に乗りましょう。「見て見ぬふり」は、人権侵害への加担とされる場合があります。

セクシュアル・ ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、相手に不快感や不利益を与え、人権を侵害すること。略して「セクハラ」ともいう。

アカデミック・ ハラスメント

教育・研究上の優越的な地位や権限を利用して行われる不適切で不当な言動・指導・待遇により、相手の良好な学修環境を奪うこと。

アルコール・ ハラスメント

飲酒やイッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、ひんしゅく行為、セクハラなど）。

デート DV

交際相手を怖がらせたり、傷つけたりして、自分の思いどおりに動かそうとする態度や行動。

❖ 人権侵害の被害に遭ったら

黙っていたり、無視したりしていても状況は改善されません。かえって行為者に、その言動を容認していると誤解され、エスカレートする場合があります。不快だという気持ちを、相手に対してははっきり伝えることが大切です。決して一人で悩まず、信頼できる人や人権相談オフィス*に相談してください。

❖ 人権相談オフィス

人権相談オフィスでは、学生からの相談を受け付け、学内外の関係分野の専門家（弁護士・医師・精神保健福祉士・看護師・保健師）である人権アドバイザーが、面談を通して問題解決のプロセスを策定します。相談者は、相談したことによって不利益を被ることはありません。相談したことが外部に漏れるなどして不利益を被ったり、プライバシーが侵害されることもありません。相談者の意思を最大限尊重します。

詳しくは、「人権侵害防止リーフレット」や「人権侵害防止・解決ガイド*」のウェブページをご覧ください。



人権相談オフィスの 連絡先

TEL. 03-3221-2562
E-mail. jinken@
nihon-u.ac.jp

学外相談窓口 (光和総合法律事務所) の連絡先

TEL. 03-5562-2521
E-mail. gakugai- jinken@
nihon-u.ac.jp

「人権侵害防止・解決 ガイド」の URL

[http://www.nihon-u.ac.jp/
about_nu/effort/human_
right/](http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/human_right/)

